

「設計変更等相談窓口」設置について

◆目的

本県では、公共工事執行の円滑化に向け、三者協議やワンデーレスポンスの実施を推進しているところであるが、このたび、受注者との情報共有のための体制整備の一環として「設計変更等相談窓口」を設置する。

「設計変更等相談窓口」は、設計変更の際の発注者との見解の相違など、施工段階での受注者からの様々な相談・苦情を受け付け、客観的な立場で受注者と発注者の調整を行う。

◆概要

1 設置場所：各地方機関 検査指導幹
建設企画課 技術情報班

2 運用開始日：平成20年11月4日（火）から

3 業務の流れ

